

中村(照)委員長 ほかにありませんか。討論を終結します。

これより採決いたします。

第72号議案「長崎市障害福祉センター条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

中村(照)委員長 ご異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第104号議案「公の施設の指定管理者の指定について(障害福祉センター)」の討論に入ります。何かご意見はございませんか。

内田委員 障害福祉センターの指定管理者を社会福祉事業団に指定していますので、賛成をいたします。

中村(照)委員長 ほかにありませんか。討論を終結します。

これより採決いたします。

第104号議案「公の施設の指定管理者の指定について(障害福祉センター)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

中村(照)委員長 ご異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

理事者交代のため暫時休憩いたします。

＝休憩 午前11時19分＝

＝再開 午前11時21分＝

中村(照)委員長 委員会を再開します。

次に、第69号議案「長崎市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例」及び第101号議案「公の施設の指定管理者の指定について(老人デイサービスセンター(5施設))」を一括議題といたします。

理事者の一括説明を求めます。

三藤福祉部長 第69号議案をご説明する前に議案に関係する福祉部の課長以上の職員についてご紹介をいたします。

〔職員紹介〕

三藤福祉部長 それでは、まず第69号議案「長崎市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例」につきましてご説明させていただきます。議案書は33ページでございます。改正の理由でございますが、平成12年度の介護保険法の施行により、民間事業者が通所介護、老人デイサービス事業を実施できるようになったため、民間事業者が多数参入いたしております。

このため、長崎市が公の施設として老人デイサービスセンターを運営する意義が薄れたため、民間事業者と競合する旧市内のデイサービスセンター6カ所を廃止し、建物につきましては公募によりデイサービス事業を行う民間事業者は無償貸し付けとするものでございます。また、旧合併町のデイサービスセンター5カ所につきましては、民間事業者だけでは十分なサービスが確保できないおそれがあることから、当面は公の施設として存続させ、その管理については指定管理者制度を導入しようとするものでございます。

なお、老人デイサービスセンターの指定管理者の指定議案につきましては、第101号議案として提案させていただいておりますので、あわせて説明させていただきます。議案書は181ページでございます。

旧合併町の老人デイサービスセンターは、旧合併町から引き継ぎ、長崎市社会福祉協議会に管理を委託しておりますが、旧合併町の社会福祉協議会は行政と一体となって地域福祉の推進に努めてきた経緯がございます。合併後間もないことから、旧合併町の事業形態を一定期間承継し、長崎市社会福祉協議会を指定管理者として指定しようとするものでございます。

詳細につきましては、福祉総務課長から説明させていただきます。

松尾福祉総務課長 それでは、福祉部の方から提出をいたしております委員会資料、第69号議案「長崎市老人デイサービス条例の一部を改正する条例」をご参照いただきたいと思います。恐れ入りますが、2ページの方をお開きいただきたいと思います。ここは表でお示しをいたしておりますけれども、条例改正後の老人デイサービスセンターの取り扱いを示しております。上段に記載しておりますように、現在本市の公の施設としての老人デイサービスセンターは11カ所ございます。その内訳は、旧合併前の長崎市に6カ所、それから合併町に5カ所でございます。冒頭、部長の方からご説明いたしましたように、今回の条例改正におきましては旧長崎市に設置いたしております6カ所の公設デイサービスセンターにつきましては条例から削除、すなわち公の施設を廃止して、普通財産に変更の上、民間事業者は無償貸し付けをしようとするものでございます。

一方、旧合併町に設置いたしております5カ所の公設デイサービスセンターにつきましては、

公の施設としてそのまま残し、指定管理者を指定して管理運営を行わせようとするものでございます。その考え方でございますが、まず旧長崎市におきましては、平成12年度の介護保険法施行に伴いまして、施行前に27カ所老人デイサービスセンターがございましたが、導入後に民間事業者の参入によりまして、現在は66カ所と大幅に増加を見ております。また、施設の定員数、利用実績を見ましても、現状において十分な余裕があることから、公の施設としての役割は一定達せられたものと判断をいたしているところでございます。

そこで、条例から落としまして普通財産にしますけれども、これらの施設の活用方法でございしますが、現在の施設は調理室、浴室、機能訓練室など、デイサービス実施のための設備、機能が整っておりますところから、デイサービス事業を行おうとする民間事業者に貸し付け、従来どおりデイサービス事業を継続させることが最も有効な活用方法であると考えております。また、これらの施設はすべて国庫補助金、もしくは起債を充当して建設したものでありますことから、デイサービス事業以外の目的で使用もしくは有償での貸し付けの場合は、補助金及び起債を一括して償還しなければならないという制約があることから、無償で貸し付けを行おうとするものでございます。この貸し付けに当たりましては公募とし、公募の条件として、収益の一部を福祉サービスに還元できるような事業を提案させるプロポーザル方式を考えているところでございます。

一方、旧合併町の施設につきましては、全体で10カ所のうち5カ所が公設でございます。香焼町、伊王島町、高島町につきましては、この公設デイサービスしかないというような状況でございます。また、旧合併町の全部の定数を見ましても公設で総定数の55%を占めてるような状況でございます。このようなことから、旧合併町の施設につきましては、指定管理者制度を導入して、公の施設として事業を継続してまいりたいというふうに考えております。

そこで、旧合併町におきましては町と社会福祉協議会が一体となりまして、これまでこの公設デイサービスセンターを福祉行政の拠点の一つとして、老人福祉の向上に努めてきた経緯があり、また合併後間もないことから、旧合併町の事業形態を一定期間継承しようとし、第101号議案「公の施設の指定管理者の指定について」

でお諮りしておりますように、現在管理運営を委託しております長崎市社会福祉協議会を指定管理者として指定をしようとするものでございます。

恐れ入ります、資料の3ページをごらんいただきたいと思っております。3ページには、上段に老人デイサービスセンターの施設の概要、及び下段に現在のデイサービスセンターの地区別設置状況等を記載をいたしております。

4ページをお開きいただきたいと思っております。これは市内の老人デイサービスセンターの概略位置図でございまして、だいたい色であらわしておりますが、今回公の施設を廃止し、普通財産として貸し付けを行おうとする6施設、ピンク色は旧合併町にあり、今回は公の施設として残し、指定管理者を導入しようとする5施設でございまして、なお、野母崎町でございまして、ここは公設の老人デイサービスセンターはございません。かわりに緑色でお示しいたしておりますように、社会福祉協議会が設置運営をしているデイサービスセンターが1カ所でございます。その他のそら色でお示しいたしておりますのは、すべて民間事業者が設置運営する老人デイサービスセンターでございまして、資料5ページから8ページは、条例の新旧対照表を、また9ページには、今議会にお諮りした福祉部関係の施設の管理方法等をまとめておりますので、ご参照いただきたいと思っております。

次に、委員会資料として提出いたしております、第101号議案「公の施設の指定管理者の指定について(老人デイサービスセンター)」をごらんいただきたいと思っております。旧合併町に設置をいたしております5カ所の老人デイサービスセンターにつきましては、先ほどご説明申し上げましたように、長崎市社会福祉協議会を指定管理者として指定し、指定の期間は平成18年4月1日から平成22年3月31日までの4年間といたしております。なお、管理経費につきましては、これまでどおりすべて利用料金で賄うこととなっておりますので、市の持ち出し等はございません。

以上でございます。

中村(照)委員長 これより一括質疑に入ります。

内田委員 まず、こうした旧長崎市内の施設を廃止するということで、民間のデイサービス施設があるから、公の施設を廃止してもいいというような立場のようですけども、実際そこで働

く人たちの、社会福祉協議会から雇われていた方々の雇用については、皆さんどのように考えておられるんですか。

松尾福祉総務課長 今、市内6カ所、私ども公設のデイサービスセンターがございます。これは、すべて民間の社会福祉法人に委託を行っているところでございます。この委託の方式につきましては、利用料金方式ということで行っておりますので予算的なものはございません。

ただ、今回の私どもが普通財産にして貸し付けを行うというのは、先ほどご説明申しましたように、各事業者の方からプロポーザル方式、提案で公募を行います。当然、今そこで運営をなさってる社会福祉法人も手を挙げてもらえることかと思えます。ただ、私どもが今まで公設のデイサービスセンターとして運営をしておりましたところが1点。それから現在これらの施設につきましては、介護保険の通所介護事業所として運営をなされており、これから一定の収入も上がるということで、何らかの福祉サービスで還元をしていただきたいという提案をさせていただこうということをおもっております。

だから、今、内田委員お尋ねの職員の取り扱いについては、現在も民間の社会福祉法人がやっておりますところから、私どもについてはそのところまではちょっと考えてはおりません。内田委員 何らかの見返りといいますか、そういったことを確約とかなんとかいうのはとるわけですか、今から。

松尾福祉総務課長 1点、申しわけございません、先ほどの内田委員のご質問の中で6カ所のうち1カ所、深堀地区の老人デイサービスセンター、これは私ども社会福祉協議会に運営を委託をして、運営をしております。

それから、今のご質問でございますけれども、何らかの見返りということでございますけれども、今後公募を行うときの、事業者が、自分たちがここを受けた場合にはこういうような福祉サービスの還元ができるという提案をいただこうかと思っております。その提案のよしあしいいいますか、提案の内容につきまして選定委員会の中で選定をいただきまして、貸付者を決定するという方向で、今、検討しているところでございます。

内田委員 今回、そうしたいろいろな、さまざまな理由づけで公の施設を廃止するという事なんですけれども、当面、今回は6カ所、旧町の5カ所については公的施設ということで残すと、

そこしかないということね。残すということですけども、ここの条例案の概要に書いてるように、当面は公の施設として残すと、後々これも民間にゆだねるという考えなんですか。

松尾福祉総務課長 今、内田委員がおっしゃいましたように、現在これしかないというのが旧合併町で3町でございます。ほかにも、いわゆるまだそこに十分手当てがなされていないという地区もでございます。ただ、これがずっと社会福祉協議会の方に、この指定管理者として議案を上げさせていただいておりますけれども、永遠社会福祉協議会がやっていくのかということにつきましては、私どもは否定的な見解を持っております。

なぜならば、これは介護保険事業という事業の中で十分採算がやっていけるものでございすし、同じような社会福祉法人あるいは事業者がその地区でもやっていけるとするならば、当然、いわゆるどちらの方がよろしいのかということで競争させるというのが一番適切な方法ではないかと思っておりますし、ただ、指定しました社会福祉協議会というものの自体が、まだ民間事業者と十分にその辺のところ競争できるかという体質の面もございす。それで、この4年間につきましては、合併前の経過等も踏まえまして、社会福祉協議会の方に指定管理をお願いしているわけでございますが、4年間の中にこの経営ももちろんでございますけれども、民間の競争に耐え得るだけの体力をつけていただくということをお願いをしてみようかというふうに思っているところでございます。

内田委員 そちら辺が私たちと考えが違うけども、民間のあれと競争させて体力をつけるとか。社会福祉協議会ということで、そういう法人にあれしてるから市の方はそういったことは委託先のあれで、意に返さないんだと。あと、社会福祉協議会が民間に勝つかどうかは、その社会福祉協議会と民間との関係なんだというような考えでやると。そういう、こうした公の施設だとか、そうした本当に地方自治体が守らばいかん福祉の向上という、そういうあれを投げ捨てるというような形につながってくるんじゃないかと、そこが一番危惧しているわけですよ。

今の答弁でもそういうあれが、先々民間と競争して、競争すれば例えば社協の方が民間より優れた能力を発揮して、お年寄りたちに対するサービスも向上するとかいう考えかどうか知らんけども、本当にそれでこちらの市の方が、そ

ういう立場で競争を黙って見ておくという立場でいいのかなと。やはり、こういった施設については、将来、今は施設そのものが民間業者でサービスの確保ができないというおそれがあるから公の施設だと、しかし先々はわかりませんが、それは社会福祉協議会にゆだねますと、そういう立場で本当にいいのかなと。そういう考えなんですかね、根本的には。

松尾福祉総務課長 社会福祉協議会は、この設立の経過から申しまして、行政と一体となって社会福祉の向上に努めるというものがございまして。私どもは決して社会福祉協議会を否定しているものではございません。ただ、長崎市が公の施設として設置をしているものにつきましては、いわゆる行政の責任でやっていくというのがございます。もしくは、民間事業者の方の優れたノウハウを入れる、あるいはもう公の施設として設置を、市の方が設置をしなくても、民間事業者がどんどんそこに参入していただければ、それは民間の力、民力を活用していかうという考え方がございます。

先ほど私が申しましたのはそういう意味でございまして、当然行政が手を入れなきゃ、公の施設として設置をしなければ福祉行政の推進ができない部分、これにつきましては社会福祉協議会なり、あるいは行政の直営なりということとやっていくことは無論のこととございます。内田委員 最後に1点、そういう立場で長崎市の方はやるということはそれでいいですけども、民間にできることは民間にということであれですけども、そうした施設であっても、民間でできることは民間でやるということについても否定しませんけども、公の施設を持つと、公の施設の場合はどうなんだということを比べるためにも、それは公の施設も大切に持っておくということも、逆の考えから、持つとっていいんじゃないかと。民間でできるものはすべて民間にするというんじゃなくて、民間でできることを公のあれが持つとった場合はどうなるのかということにつながってくるんじゃないかと思うんですけども、そこら辺の考え方はどうですか。

松尾福祉総務課長 非常に難しいご質問だと思いますけれども、先ほども申しましたように、民間でできるものは民間で行う、民間で行えないものあるいは公共性を保つ必要があるものについては公共団体の方で行う、これが私どもは基本ではないかなと思っております。特に、今

回議題に上げさせていただいております老人デイサービスセンターにつきましては、介護保険事業という、いわゆる民間事業の中で、今、運営を行っておりますところから、私ども今回こういう議案を上げさせていただきました。

ただ、先ほど申しましたように、介護保険事業の実施に向かって非常に手薄なところ、十分なサービスができないところにつきましては公の施設として残して、事業の実施を行っていきたいというふうには思っております。

重橋委員 旧長崎市の大半のデイサービスセンターにおいては、地域のより近い社会福祉事業の、いわゆる事業所がそれを受けてやってるといふようなのが実体じゃないかなというふうに思うんですが、今の社会福祉施設の事業者というのは、これを受けるといふことによって、事業収入というふうなことで計上してきてるわけですね。そして、近くにあるということと人的な確保とか、いろんな、例えば車の駐車場とか配置だとか、地域のことをよく知ってるだとかいふような形の中で、非常に合理的な運営をしておるんじゃないかというふうに思うわけですね。そういった中で、今、今日社会事業を営んでいる事業者というのはほとんどこちらに書いてあるわけですが、優秀な民間事業者というふうな認定の仕方をしてもいいんじゃないかというふうに思いますよね、きちっと今までやってるわけですから。

そうすると、ここで今回新制度に基づいて公募をして、手を挙げていただくというときに、他の事業者として参入をする事業者が出てくるのかなというふうに思うんです。よしんば出てきたとしても、選定委員会というのがあるわけですね。選定委員会の人材が資料を見て判断をするならば、それを従来受けてやってた人たちのやり方、運営のあり方を凌駕するような優秀な民間の事業者というのは出てくるかなと、僕はそこところは危惧してるわけですね。

そうすると、今やって、これだけのことをやってるんだから、ここにやらせましょうよと、選定委員会の人材はやっぱりそこを指定してしまうんじゃないかと思うんです。そうすると、これはこういった長崎市の、深堀は何か言われましたけれども、この施設については従来の委託先にそのままやっっても構わんとしなかならうかという気がするんですけども、あえて指定管理者制度の中で優秀な民間事業者を公募すると、どういうことなんですかね。

松尾福祉総務課長 重橋委員さんのご質問ですけど、これは指定管理者として公募するものでは、まず一つございません、ということをやっとお答えを申し上げたいと思います。あくまでも普通財産という形になりますので、普通財産の貸付者を募集をするということでございます。

まず1点、その件でございますけれども、あと今の重橋委員さんの本論に戻りますが、確かに、今、社協を入れまして6カ所やっただいております。地域にもかなり浸透して、密着しております。と申しますのは、介護保険導入前はこれはいわゆる寝たきり、あるいは虚弱老人の福祉サービスの向上ということで、措置の時代がございました。そのために、老人デイサービスを設置をして、長崎市が事業を委託をお願いをしておりました。そのときに、いわゆる母体施設、特別養護老人ホームとか、そういう母体施設があるところが何かのときにはすぐ対応がきくということで、そういう施設から老施設を通じまして募集をかけて選考していったという経過もございます。

これは、最初長崎市に老人デイサービスセンターができました民間でございますけれども、平成元年ですので、もう16年、17年ぐらいの歴史があるわけですが、そういう中で各事業者の方にはやっていただいております。そこでも、かなり地元の方にも密着をしておまして、じゃそのまま、今の委託先に貸し付けばいいじゃないかということ、私どもこれは平成12年、介護保険導入のときからずっと検討をしておるわけですけども、ただ前は私ども措置としてつくって、そこで事業委託をやっておったということで、事業者は投資といえますか、設備関係あるいは建物関係の初期投資がなくて今の事業をやっております。片や、今は民間60カ所旧市内の中にございますけども、ほかのデイサービス事業者はそれぞれ投資を行ってデイサービス事業を行っております。

今回、私どもの補助金とか起債とかの関係もでございますけれども、無償で貸し付けをするというようなこともございますし、じゃこのまま今の法人に無償で貸し付けといってもいいのかということもございまして、一定、この機会に募集と、再度仕切り直しをさせていただきたいなというふうに考えているところでございます。
重橋委員 それでは、今の開設をして頑張っている事業者と比べると、従来のこの6施設につ

いては資本投下も何もせんでやっつたと。そうすると不公平が生じるではないかと。そうすると、また横一線で、いわゆる普通財産に今度は切りかえたから、それを施設貸与という形の中で、じゃ用意どんで手を挙げさせて選びかえをしようかというようなことなんでしょうかね。そういうふうな感覚でとらえていいんですか。

松尾福祉総務課長 委員おっしゃるとおりでございます。

重橋委員 そうすると、選定委員会がやるわけでしょう。今まで従来やっつるから、この人たちは一番妥当だという、そういう感覚は僕は選定委員会の中から出てくるし、それを凌駕するようなデイサービスの事業者というのはめったなことでは出てこんどじゃなからうかと。

結局、形だけのそういうことをやっているんじゃないかなと、役所はと、というような感じがするんだけども。そんなら改まって、本当に意欲がある、自分が投資して、そして会社経営というようなそういう見方の中で、事業をやっている意気盛んな、そういう、ある意味では新興会社かもしれない、そういうところに、じゃ今までのところはみんな廃止して、本来の仕事を一生懸命やってくださいと、それで手いっぱいでしょう頑張ってくださいよと、じゃデイサービスについては、いわゆる民間の新たな業者にやらせようやと、そしたらそういうことはどうなんですか。そういうことだって可能なんですか。

三藤福祉部長 先ほど福祉総務課長の方からも申し上げましたけど、私ども今回ある意味での本当に仕切り直しというような考え方を持っております。だから、古い事業者さんが今まで実績を積み重ねてこられたというのは評価をいたしておりますし、審査会の中でその実績というのは審査の課程でも評価をされるというふうに考えておりますけど、ただその実績だけを取り上げて今回そういうふうな一定の仕切り直しをすることなしに、従前の事業者さんというふうな考えは、無償貸し付けということからとりにくいのではなからうかと。だから、一定期間を区切りまして、審査会にかけさせていただいて、その中から選ばれてきた事業者さんに貸し付けをしていこうという考え方でおりますので、この辺のところは何かご理解をお願いしたいと思います。

重橋委員 一定期間というと、今からどのくらいですか、何力年間ですか。

三藤福祉部長 基本的には、今回指定管理者制度の導入がありましたので、それと整合性をとる形で準じた期間をとりたいと思っておりますので、今、私どもの考えておりますのは4年間を期限としてやっていきたいというふうに考えております。

重橋委員 そしたら、今から4年間は従来させておいたところにそのままさせていきますよということなんですか。それか、新たなところで4年間ということ。

三藤福祉部長 今回、仕切り直しをさせていただいて、民間の事業者の方に提案をいただいて、その中で選定をされた事業者さんに今から4年間をお願いしていきたいというふうに考えております。

重橋委員 そういう認識でありましたら、厳正公平にぜひやっていただきたいなと思えますけれども、それと新たなそういう事業者が出てくればいいなというふうに思いますが。僕は、ほとんど100%ぐらいの確率で、選定委員会は従来の業者を選ぶだろうなというふうに思えますね。そしたら結局は、何だ形だけのことになってしまうかと、私はかけてもよかと思うよ、100%、この6業者、今までのとが全部とると思うな、よっぽど事業内容がおかしいことがなければ。だから、形だけに終わってしまうんだらうと思うんだから、私はこういう質問をあえてしとるんですよ。

それじゃなかったら、従来あなたたちは大概今までにいい思いをしてきたんだから、じゃ新たな業者に、あなたは何年間か排除しようと、指名排除と同じで排除しようと。そして新たな人たちに任せてみようかというような発想の大転換をせんと、それは従来のままになってしまうか、と思うということを一応言うて終わらせていただきたい。

平野委員 これは、これから認識を深めるためにちょっとお聞きしますが、このセンターが、市内ですか、6カ所ですけども、これは建物自体は供用開始と書いてありますが、建物自体の建った時期が供用開始なんですか。

松尾福祉総務課長 6カ所のうちに1カ所滑石デイサービスセンター、これはふれあいセンター後にデイサービスセンターを設置したものでございまして、この供用開始はあくまでも全部デイサービスセンターの始めた日でございますが、滑石だけがふれあいセンターと併設の建物との供用開始とは違っております。

平野委員 そうしますと、一番古い建物はどれになりますか。そして何年になってますか。

松尾福祉総務課長 今、お手元にお配りしております委員会資料の3ページをお開きいただきたいと思います。この3ページに供用開始日というのがございます。この供用開始日の一番古いもの、市内では一番古いのは淵、滑石でございます。

平野委員 供用開始ということは、建物が古いのかなと思ったんですけども、そうじゃないわけですね。

それともう一つ、この建物自体がセンターとして全部使われてるわけじゃなくて、一部使われてるような気がするんですけど、滑石が1階及び2階ですか、2階建物の中の1階と2階ですから、これはもう全部センターとして使われているのかなと。それ以外のところは、何か2階の中の1階とかいろいろ、5階の中の1階とか、その他どういう用途として使われているのでしょうか。

松尾福祉総務課長 この表の中で、淵地区はふれあいセンターと併設でございます、1階部分にございます。滑石地区は同じ建物ですが、棟としては分かれております。それから横尾地区、小江原地区につきましてはふれあいセンター併設、深堀地区は深堀体育館と併設、それから三芳町は三芳のシルバーハウジング、市営住宅と併設になっております。

池本委員 まず、現在の6カ所の中で1つは社会福祉法人、深堀だったと思うんですけども、ほかの5カ所は重複してないのかどうか、まず、事業者が、今まで、それを、まずお尋ねします。

松尾福祉総務課長 6カ所すべて1法人1施設でございます。

池本委員 そうすると、重なってないということよね。そうしたら、深堀はたしか社会福祉協議会だったですね。これは、社会福祉協議会は今度、この事業の指定管理に対して参加しないというようなことをちょっとお聞きしたんですけども、それはそのように理解していいものかどうか。

三藤福祉部長 今回の公募に際しまして、指定管理者の公募に際しまして、外郭団体は基本的に手を挙げないという方向で、今、固まりつつあります。そして今回、デイサービスセンターの貸し付けはそれに準じて取り扱いたいと思っておりますので、社会福祉協議会が手を挙げるとことは可能性としてはほとんどないというふ

うに考えております。

池本委員　そういう中で、先ほどもお話がありましたように、建物の投資がなくてこういう事業をしたいというのは、これまでも社会福祉事業をしたいということで相当申し込みもあった。その中で、非常に厳しい審査の中でそれぞれ福祉事業をやると、大変、非常に篤志家がふえたというかそういうふうなことで、社会福祉事業に参加する人は非常に多いわけですね。

、そういう中で言われるように、提案によってそういうことだから、建物とかそういう投資が要らないから、その分のサービスを、提案をいただいてサービスをしてくれる、それが評価の中で大きなウェイトを占めるということを言われておりますが、その一番期待するところは何ですか。というのは、恐らくなかなか難しいと思うんです、評価をどうするかということ。先ほども、同僚委員から指摘があったように、前の業者とかわからないんじゃないかと、その差をつけるのも難しいんじゃないかということと言われましたが、一番今回、そういうふうな新しく仕切り直しをするに当たって、どういう点にそのサービスをするのか。というのは、今でも私は西山から歩いてくる中で、毎日3回はこういうようなデイサービスの車に出くわすんですよ、市役所までに来るまでに。そして、昔の幼稚園の園児募集よりも、今は激しいくらいに、そういう中ですから、大変この事業に参加を期待する人は多いと思うんですけど、そこら辺ちょっと考え方を。

松尾福祉総務課長　今回の募集に当たりましたは、プロポーザル方式ということでいわゆる事業で上がる収益の一部を還元をしてくださいます。じゃ、どういう事業を提案をされますかということ、事業計画をつくっていただくという形になるかと思いますが、どういう計画が出てくるのかというのは、これは募集してみないとわかりませんけれども、現在私どもがこの公設老人デイサービスの中で、通常の通所介護事業、いわゆる介護保険の適用となる事業のほか、委託事業と申しますか、生きがいデイサービス、いわゆる介護の適用にはならないけれども生きがいとして皆さんとのふれあいの中で福祉サービスを行っていきこうという、生きがいデイサービス、それから入浴サービス等々の単独事業を実施しております。こういう単独事業の肩がわりと申しますか、それを法人の中で独自でやっていただけるものがあるのか、そういうところ

もちょっと模索をしてるところでございます。現実的には法人がどういう提案をなさってくるかということを見きわめたいというふうに思っております。

池本委員　これはなかなかある意味で提案サービスを余り具体的にすると審査の段階で非常になるので、あまり具体的に聞くのもいがかかなと思ったんですけど、ただそこら辺しか判断の余地がないもんですから、アバウトなお尋ね方をしたんですけど。

それと、今後とも言われるように、介護事業が始まって、民間が非常になってきたと。その中で、その前に公というか、市としても介護事業にあわせてこういうデイサービス事業の開始をしてきたわけですが、これをもう民間が能力がふえたから、民に移そうということですが、この事業そのものを、センターそのものを、今後どう、これを介護サービスということの中で利用するものなのか、それともほかに活用していくものなのか、ここら辺どうなのか。もうほかに、民間に補完できる状態になりつつあるんですよ。そこら辺、どういうふうに、そして4年間を一つめどということですが、これは今後どういうふうに考えておられるのか。

松尾福祉総務課長　今、公設の老人デイサービスセンター、今回貸し付ける市内6カ所、これは先ほどご説明申し上げましたように、全部補助もしくは起債で建てております。この補助、起債というのは使用目的が決まっております。だから、この目的外に使用しますと、今、池本委員さんおっしゃいますように、可能ではございますけれども借りた金を全部返せということでございますので、目的外の使用は私ども今のところ考えておりません。それで、償還が終わった後、この施設をどうするかということを検討したいと思っております。

山口委員　1点だけお尋ねをいたしたいと思っております。現在、上段の方にデイサービスセンターの状況を書いてあるわけですが、設備、今回一般財産として無償貸与するわけですが、今後設備の状況になりまして、ほとんど全面的に無償貸与して、設備等も市では一切関係ないということになるんですか。ここでは、20万円以上等が必要になった場合、市の負担が生じておるといのが現在やっておるんですけど、この点はどのようにやろうとなされていらっしゃるのか、お尋ねをしたいと思います。

松尾福祉総務課長 これらの施設につきましては、平成12年介護保険の導入と同時に、従来の備品につきましては法人の方に無償譲渡を行っております。だから、運営をしております備品につきましては法人の所有という形になっております。

以上です。

山口委員 そしたら、備品という話になってるんですが、一部の利用ということがほとんどのようですので、全体的なものとしては考えられないわけなんですけども、やっぱり室内のいろいろな張りかえとか、そういうものについてはもう一般財産ということで、一切市としては関係ないということになるわけなんです。

松尾福祉総務課長 今回、普通財産にして無償で貸し付けと、その貸し付けの条件になってまいります。現在は利用料金制度で、私どもは一切予算化はしてないんですけれども、現実問題20万円以上の修繕につきましては、法人と折半をするという契約を結んでおります。今後は無償でお貸しをするということでございますので、通常の維持、補修につきましてはすべて法人負担ということで考えております。

以上です。

田中委員 普通財産に変更し、無償で貸し付けるということだったんで、ずっと読んでいきよって、使用制限があるのかな、これからいくとデイサービス事業を行う民間事業者に貸し付ける方法が最もよい施設の活用方法と判断したためとしかなかったもんですから。先ほどの説明で、無償で貸し付けるんだけど、起債はデイサービスセンターとしての起債とか、あるいは補助が出てるんで、それ以外には使えないという説明がありましたので理解できたんですけども、そのところはもう一度、そのとおりでということの確認をしておきたいというふうに思います。ほかには使えないということですね。

それからもう1つは、先ほどからこの6カ所のデイサービスセンターで事業を行っていた事業者が、今度新しく公募で選定をされるということになるわけですが、その際ほかの事業者にかわった場合に、そこで働いていた、雇用されていた人たちの雇用がどうなるかということ、先ほど内田委員の方からも出ましたけども、現実的にそこで仕事をしとった、ほかの事業者に移ったと。そうすると今まで仕事をしとった事業者の、そこで働いておった人たちはどうなるのかというのが現実出てくるわけですが、その

点については市の方として何か縛りをかけようということはあるのか、ないのか、考え方だけ。
松尾福祉総務課長 まず1点目の施設の目的外使用の件の確認でございますが、補助や起債でつくってるものは、その目的でもって補助をいただいております、あるいは記載を借りております。この目的外使用というのは、すべてそれにつき込んだ補助金等は返還ということになりますので、まず目的外使用はできません。目的外使用をやるときには国の承認をとって、そして補助金等を返して、目的外に使用をするということになろうかと思えます。

それから、2点目の、じゃ法人が今度募集をして変わった場合、その今まで雇われてた人はどうするのかということでございますけれども、これは例えばの話でございます、うちの方で縛りをかけるかということは大変難しいのではなからうかなと思えますが、新たな法人がそこで事業を営みます場合にも、やはり生活指導員とか看護師とか、その他所定の要員をかけなきゃなりません。だから、それは新たな法人と既存の法人との間のお話し合いという形はあろうかとは思いますが、それを市の方で縛りをかけるというのは、ちょっとできないのではないかなというふうに思っております。

田中委員 雇用の問題は、今の答弁はもうそれ以上はできないとは思いますが、現実的にできるのかなという思いがしますので、ちょっとそこら辺も含めて、いろんな選考については、やっぱり考えていかなければならないんじゃないかなと、これは意見として申し上げたいと思えます。

それから、貸し付けの無償貸与の条件に、結局使用目的はこれに限るということがきちんと契約条項の中に盛り込まれるというふうに理解してよろしいでしょうか。

松尾福祉総務課長 冒頭ご説明申し上げましたように、デイサービスセンターとして事業を営むもので、設置目的はそうなっております。募集は、そういうことで募集をしたいと思っております。

堀江副委員長 先ほどの、三藤部長だったと思うんですが、発言を確認したいんですが、深堀デイサービスについては社協が、今、管理委託を受けていると。その際、これを普通財産にして民間業者を公募する際に、社協は手を挙げないと、恐らく、というふうな趣旨の発言があったと思うのですが、私どもがこの議案の審査で、

すべての議案にかかわって現地調査と関係の方のお話を聞かせていただいて、深堀デイサービスも伺いました。デイサービスの職員の方も、今後こういうふうになるというふうに議案に議案が上がっていると聞いてると。自分たちとしては、社協はその手を挙げて、自分たちも頑張りたいと思っているというふうにお話を聞きましたし、それから社協の事務局、長崎市の社協の事務局にもお話を聞かせていただいたときに、そういう意向を事前の私どもの議案調査の中ではそういうお話があったんですが、今回の答弁はそれと全く違って、社協は今回深堀のデイサービスについては手を挙げないというふうな答弁になっているんですが、その発言というのは社協の合意の上での発言ですか。

三藤福祉部長 私が先ほど説明しました内容は、社協と調整した内容ではございません。これは市の方針として総務部の方で調整をいたしておりますけど、その中で外郭団体は基本的に競争の中に入ってこないという方針を立てておりますので、それに準ずる形で、今回の貸し付けの場合もやりたいというふうに考えております。

堀江副委員長 そうしますと、今現在どうなのかと、社協の事務局がどうなのかということではあれですが、少なくとも議案が出た段階では、社協の事務局もぜひ自分たちも引き続き頑張りたいというふうな意向があるわけですが、そういう意向は、もう絶対長崎市としては受け付けられないという、これは発言というふうに受け取っていいんですか。

三藤福祉部長 長崎市の方針としては、公募に外郭団体が立つことはないというふうなことで方向性を出しております。

以上です。

堀江副委員長 私は少なくとも社協の事務局が実際にそういうふうに思っているわけですから、私はぜひ合意をとるといいますか、もう絶対受け付けられないということではなくて、私は十分、話し合いという言い方はおかしいんですけども、少なくともこの深堀の地区で住民を一番知ってる人たちですよ。だからそういう意味では、社協は受け付けられないのを知らないところで、議会で公にこういうふうな発言することではなく、私は十分打ち合せといえますか、合意をしていただきたいということを希望しておきます。

中村(照)委員長 ほかにありませんか。それでは質疑を終結し、討論に入ります。

第69号議案「長崎市老人デイサービスセンター一条例の一部を改正する条例」の討論に入ります。何かご意見はございませんか。

内田委員 この件は、合併旧6町のデイサービス施設は公の施設として残すということには同意できますが、旧市内の公のデイサービス施設は廃止するということであり、認められません。このことは、合併旧町のデイサービス施設も将来は廃止する方向につながりかねません。

よって、この議案については反対をいたします。

中村(照)委員長 ほかにありませんか。討論を終結します。

これより採決いたします。ご異議がありますので、挙手により採決いたします。

第69号議案「長崎市老人デイサービスセンター一条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

中村(照)委員長 賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第101号議案「公の施設の指定管理者の指定について(老人デイサービスセンター5施設)」の討論に入ります。何かご意見はございませんか。

内田委員 第101号議案につきましては、従来どおり社会福祉協議会を指定管理者として指定をしていますので、賛成をいたします。

中村(照)委員長 ほかにありませんか。討論を終結します。

これより採決いたします。第101号議案「公の施設の指定管理者の指定について(老人デイサービスセンター5施設)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

中村(照)委員長 ご異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

昼に入りましたので休憩いたしましょうか。それでは、午後は1時から再開いたします。

＝休憩 午後0時13分＝

＝再開 午後1時0分＝

中村(照)委員長 委員会を再開します。

それでは、請願第4号「長崎市の発達障害児・者療育支援体制充実に関する請願について」を議題といたします。なお、請願人から趣旨説明

